

1 2. 実務経験期間の算定の具体事例

「3 受験資格 1 実務経験 ア・イ」(P2) とあわせてご確認ください。

ア 国家資格等取得者の場合

具体事例 (●は資格等登録日)	受験の可否
<p>病院就職</p> <p>准看護師として看護業務(2年) 看護師として看護業務(3年) 通算5年 ⇒ 受験資格</p> <p>※期間が通算して5年以上となる場合は、看護師免許とあわせて准看護師免許も添付してください。</p>	○
<p>特養就職</p> <p>介護職員(無資格・8年) 介護福祉士登録 5年 ⇒ 受験資格</p> <p>※無資格での実務経験年数を算入はできません。介護福祉士登録後、5年間の実務経験が必要です。</p>	○
<p>病院就職</p> <p>看護業務(1年) 医療機関に就職 医療ソーシャルワーカー(4年)</p> <p>※対象国家資格等を取得しても、当該資格に係る業務に従事していない場合は実務経験として算入できません。</p>	×
<p>病院就職</p> <p>介護職員(介護資格なし) 5年</p> <p>※対象国家資格等を取得しても、当該資格に係る業務に従事していない場合は実務経験として算入できません。</p>	×
<p>病院就職</p> <p>算定しない 4年11ヶ月 看護師免許登録</p> <p>※免許登録前期間(4/1~4/30)は算定できません。対象国家資格等に基づく業務は、登録日から5年の実務経験が必要です(P6参照)。</p>	×
<p>特養就職</p> <p>介護職員(無資格・3年) 介護職員(2年) 介護福祉士登録</p> <p>※対象国家資格等に基づく業務は、登録日から5年の実務経験が必要です(P6参照)。</p>	×
<p>介護福祉士登録</p> <p>重複従事期間1年 通算1年 通算2年 通算3年 通算4年</p> <p>※複数の実務経験期間を通算できますが、重複従事期間を二重に算定することはできません。ただし、重複期間内の従事日数(同一日を除く)は算定できます。</p>	×

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">介護職員初任者研修課程修了</div> デイサービス就職 退職 介護福祉士登録 特養就職 通算 5年 	×
<p>※ ①「社会福祉主事任用資格」を取得したこと ②「介護職員初任者研修課程」もしくは「実務者研修」またはこれらに相当する研修を修了したこと (平成25年3月までは「介護職員基礎研修課程」及び「訪問介護員養成研修1級・2級課程」) ③「社会福祉施設長資格認定講習会」またはこれに相当する研修を修了したこと 上記①～③に係る受験資格は平成30年度より廃止されました。</p>	

イ 相談援助業務 (別表2 (P7参照) に該当する業務に5年以上従事した場合)

具体事例 (●は資格等登録日)	受験の可否
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">介護福祉士登録</div> 特養就職 配置替え 通算 5年 <p>※別表1に該当する国家資格等に係る業務及び別表2に掲げる施設等に必置とされている相談援助業務に通算して5年以上従事した場合、実務経験とすることができます。</p>	○
介護付有料老人ホーム 退職 障害児相談支援事業所 通算 5年 <p>※別表2に掲げる施設等に必置とされている相談援助業務に5年以上従事した場合、実務経験とすることができます (P7参照)。</p>	○
特養に事務員として就職 <p>※別表2の業務が、本来業務として明確に位置づけられていない期間は実務経験として算定できません。</p>	×

◆ 受験資格に該当しない場合

具体事例	受験の可否
A 特養就職 退職 B 老健就職 	×
A 特養就職 退職 B 老健就職 <p>※管理者・施設長・サービス提供責任者等、要援護者に対する直接対人援助業務が、本来業務に位置づけられていない場合は実務経験として算定できません。</p>	×